

—著作物—
実用品のデザインの保護

会員 福田 雅美*

【相談】

実用品のデザインについて、著作権法による保護が認められる場合があるのでしょうか？

【相談解説】

実用品には、液体や気体のような一定の形状を有しないものもあるが、デザインが問題になるのは、一定の形状を有する有体物たる動産で、意匠法における物品とほぼ同一範囲のものと考えてよいので、本稿においては、これを前提として検討する。

1. 実用品のデザインの法的保護

1-1 著作権法の規定

著作権法により保護される著作物は、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（著作権法第2条第1項第1号）である。工業的に量産される実用品のデザインについては、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」という要件を欠くため、著作権による保護の対象外となり、意匠法によって保護するのが原則である。

しかし、実用品の中でも、実用的な価値のみならず、専ら美を表そうとする純粋美術的な要素をも有する美術工芸品（装飾用の陶器、ガラス器、壁掛け等）について、著作権法は「この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。」（第2条第2項）と規定し、美術の著作物として著作権法による保護の対象とすることを明らかにしている。

1-2 現行著作権法制定時の経緯

現行の著作権法に改正する作業において、著作権制度審議会第2小委員会は、審議結果報告（昭和40年5月）で

①実用品自体である作品については、著作権の保護を与えるのは美術工芸品に限定する。

②量産品のひな形や実用品の模様として用いられる

ことを目的とするものは、それ自体が美術の著作物でありうるものを著作権保護の対象とする。

との方針を示した。要するに著作権法と意匠法による保護は、択一的にいずれか一方を適用すべきものとしたのである。

この著作権制度審議会第2小委員会報告を受けて、著作権制度審議会が審議を行い、まとめた著作権制度審議会答申（昭和41年4月）では、著作権法による保護は、実用品自体については美術工芸品に限定し、図案やひな形などはそれ自体美術の著作物であるものを保護し、産業上の利用を目的として創作された美術の著作物は、産業上利用されたときは意匠法による保護に委ねるが、両法域の調整ができないときは、これを将来の問題として、著作権法には美術工芸品を保護する旨を明記することとし、また絵はがきやポスターは、美術著作物の複製として取り扱うほかは著作権法に特別の規定をおかないとした。

そして、現行の著作権法はこの答申をそのまま受けた形で立法され、第10条第1項第4号で、著作物の例示として「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」と規定した上、第2条第2項で「この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。」と規定したにとどまる。絵画、版画、彫刻等のいわゆる純粋美術のほか、実用品であっても美術工芸品については、著作権法で保護することを明らかにしたが、美術工芸品以外の工業上量産される実用品のデザインについては、どのように保護するか明文の規定をおかなかったのである。

1-3 裁判所における著作権法の適用基準

前項の経緯で著作権法の改正が行われたが、現実に文化の領域は著作権法、産業の領域は意匠法という明確な住み分けを行うことは困難で、絵画がポスターや包装紙に使用されたり、芸術作品たる陶器が食器に使

* 日本弁理士会 H17年度著作権委員会
 実務ガイドライン作成部会

用される等美術の著作物やその複製物が実用品として使用されることも少なくないのが実情である。このような両者の領域が交錯する範囲については、著作権法と意匠法による保護範囲を明確に区別することが困難なため、美術工芸品以外の

①美術工芸品、装身具等それ自体実用品であるもののデザイン

②家具に施された彫刻等実用品に応用されたデザイン

③文鎮等のひな形等工業上量産される実用品のひな形として利用されることを目的とするデザイン

④染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするデザイン

等工業上量産される実用品のデザインについては、著作権法に明文の規定はないが、同法第2条第2項の「美術工芸品を含む」との規定が例示的ないし注意的な規定と解釈する余地があることもあって、実用的な価値のみならず、専ら美を表そうとする純粋美術と同視し得るものについては、無断複製を防止する見地から、美術の著作物たる応用美術として保護を認める傾向にある。

その背景として、応用美術が意匠登録を受けていない場合には、その無断複製について不法行為の成立を認めることは可能であるとしても、我が国では不法行為を理由として差止請求はできないと解釈されているため、差止請求を認めるためには著作権侵害とする必要があることによるのではないかと考えられる。

そして、具体的な事例において、裁判所は、著作権法による保護を認めるについて種々の理由をあげているが、例えば、

a. 博多人形赤とんぼ事件では、「美術的作品が、量産されて産業上利用されることを目的として制作され、現に量産されたということのみを理由としてその著作物性を否定すべきいわれはない」とし、b. 仏壇彫刻事件では、「実用品に利用されていても、そこに表現された美的表象を美術的に鑑賞することに主目的があるものについては、純粋美術と同様に評価して、これに著作権を付与するのが相当である…視覚を通じた美感の表象のうち、高度の美的表現を目的とするもののみ著作権法の保護対象とされ」とし、c. Tシャツ事件では、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、客観的、外形的に見て、Tシャツに模様として印刷するという実用目的のために美の表現にお

いて実質的制約を受けることなく、専ら美の表現を追求して制作されたもの」とし、d. 妖怪フィギュア模型原型事件では、「一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粋美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価されるもの」としている。

要するに、裁判所は実用品のデザインを客観的外形的に観察して、そのデザインが実用品としての実用性と機能性から離れて、当該創作的表現を独立して評価したときに、純粋美術と同等に評価しうる高度の美的表現を具有する美術の著作物と同視し得る鑑賞的色彩の強いものであるときは、著作権法による保護を認めているようである。

以下に、これら事件の判決（決定）の要旨をあげておくので、上記説明を理解する上の参考にしていただきたい。

a. 博多人形赤とんぼ事件（長崎地裁佐世保支部，昭和47年（ヨ）第53号，昭和48年2月7日決定，別冊ジュリスト24～25頁）

美術的作品が、量産されて産業上利用されることを目的として制作され、現に量産されたということのみを理由としてその著作物性を否定すべきいわれはない。さらに、本件人形が一方で意匠法の保護の対象として意匠登録が可能であるからといっても、もともと意匠と美術的著作物の限界は微妙な問題であって、両者の重疊的存在を認めうると解すべきであるから、意匠登録の可能性をもって著作権法の保護の対象から除外すべき理由とすることもできない。



b. 仏壇彫刻事件（神戸地裁姫路支部，昭和49年（ワ）第291号，昭和54年7月9日判決，別冊ジュリスト22～23頁）

応用美術をどこまで著作権法の保護対象となすべきかは意匠法等工業所有権制度との関係で困難な問題が存すること周知のところであるが、著作権を意匠権と対比してみると、等しく視覚を通じた美感を対象とす

る作品であっても、著作権の対象とされると、何らの登録手続や登録料の納付を要せずして当然に著作権が成立し、かつ、著作者の死後50年間著作権の存続が認められるのに対し、意匠権にあっては、設定登録によって初めて発生し、登録料の支払いを要し、その存続期間も設定登録の日から15年間に限られており、両者の保護の程度は著しく相違していること…および、産業上利用を目的とする創作は総じて意匠法等工業所有権制度の保護対象としていること等を勘案すると、応用美術であっても、本来産業上の利用を目的として創作され、かつ、その内容および構成上図案またはデザイン等と同様に物品と一体化して評価され、そのものだけ独立して美的鑑賞の対象となしがたいものは、当然意匠法等により保護をはかるべく、著作権を付与さるべきではないが、これに対し、実用品に利用されていても、そこに表現された美的表象を美術的に鑑賞することに主目的があるものについては、純粋美術と同様に評価して、これに著作権を付与するのが相当であると解すべく、換言すれば、視覚を通じた美観の表象のうち、高度の美的表現を目的とするもののみ著作権法の保護の対象とされ、その余のものは意匠法（場合によっては実用新案法等）の保護の対象とされると解することが制度相互の調整および公平の原則にてらして相当であるというべく、したがって、著作権法2条2項は、右の観点に立脚し、高度の美的表現を目的とする美術工芸品にも著作権が付与されるという当然のことを注意的に規定しているものと解される。

本件彫刻は仏壇の装飾に関するものであるが、表現された紋様・形状は、仏教美術上の彫刻の一端を窺わせ、単なる仏壇の付加物ないしは慣行的な添物というものではなく、それ自体美的鑑賞の対象とするに値するのみならず、前判示の如く、彫刻に立体観・写実観をもたせるべく独自の技法を案出駆使し、精巧かつ端正に作品を完成し、誰が見ても、仏教美術的色彩を背景とした、それ自体で美的鑑賞の対象たりうる彫刻であると観察することができるものであり、その対象・構成・着想等から、専ら美的表現を目的とする純粋美術と同じ高度の美的表象であると評価しうるから、本件彫刻は著作権法の保護の対象たる美術の著作物であるといわなければならない。



c. Tシャツ事件(東京地裁,昭和51年(ワ)第10039号,昭和56年4月20日判決,判例時報1007号91頁)

応用美術については、現行著作権法は、美術工芸品を保護することを明文化し、実用目的の図案、ひな形は原則として意匠法等の保護に委ね、ただ、そのうち、主観的な制作目的を除外して客観的、外形的にみて、実用目的のために美の表現において実質的制約を受けることなく、専ら美の表現を追求して制作されたものと認められ、絵画、彫刻等の純粋美術と同視しうるものは美術の著作物として保護しているものと解するのが相当である。

本件原画は、原画甲と同種類のものであり、下方に花の模様を左右両側にイルカの躍動的な動きを配置し、中心に波にのまれそうになりながらバランスをとろうとしているサーファーの瞬間的な姿を描いたもので、全体として十分躍動感を感じさせる図案であり、思想又は感情を創作的に表現したものであって、客観的、外形的に見て、Tシャツに模様として印刷するという実用目的のために美の表現において実質的制約を受けることなく、専ら美の表現を追求して制作されたものと認められる。したがって、本件原画は、…原画甲同様、純粋美術としての絵画と同視しうるものと認められ、著作権法上の美術の著作物に該当するといえる。すなわち、本件原画はTシャツに模様として印刷することを目的として制作されたものではあるが、我が国の著作権法上美術の著作物として客観的に著作物性を有するものであると認められる。



d. 妖怪フィギュア模型原型事件（大阪高裁，平成16年（ネ）第3893号，平成17年7月28日判決，最高裁 HP）

本件模型原型は，…思想又は感情を創作的に表現したものであるけれども，制作者が，当該作品を専ら鑑賞の対象とする目的ではなく，実用目的で制作したものであり，かつ，一般的平均人が，実用目的で制作されたものと受け取るものというべきであるから，純粋美術には該当しないものと解するのが相当である。そして，上記制作目的及び一般的平均人の認識からすれば，本件模型原型は，応用美術に該当するものというのが相当である。…本件妖怪フィギュアには，石燕の原画を立体化する制作過程において，制作者の個性が強く表出されているということができ，高度の創作性が認められる。…本件妖怪フィギュアのうち，石燕の「画図百鬼夜行」を原画としないものについては，制作者において，空想上の妖怪を独自に造形したものであって，高度の創作性が認められることはいうまでもない。…本件妖怪フィギュアは，極めて精巧なものであり，一部のフィギュア収集家の収集，鑑賞の対象となるにとどまらず，一般的な美的鑑賞の対象ともなるような，相当程度の美術性を備えているということが出来る。…本件妖怪フィギュアに係る模型原型は，石燕の「画図百鬼夜行」を原画とするものと，そうでないもののいずれにおいても，一定の美的感覚を備えた一般人を基準に，純粋美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価されるものと認められるから，応用美術の著作物に該当するというのが相当である。

1-4 裁判所における実用品の著作物性の判断基準

実用品のデザインが，客観的外観的に観察して，その実用品のデザインが実用性と機能性から離れて，当該創作的表現を独立して評価したときに，未だ純粋美術と同視できる程度に美術鑑賞の対象となり得る美術の著作物と同視し得るものとなるに至っていないときは，裁判所は，著作権法による保護を認めていないようである。

そして，具体的な事例において，裁判所は，著作権法による保護を認めないことについて種々の理由をあげているが，例えば

a. 木目化粧紙事件では，「本件原画に見られる天然木部分のパターンの組合わせに通常の工業上の図案（デザイン）とは質的に異なった高度の芸術性を感得し，純粋美術としての性質を肯認する者は極めて稀であろうと考えざるを得ず，これをもって社会通念上純

粋美術と同視し得るものと認めることはできない。」とし，b. 佐賀錦袋帯事件では，「本件図柄甲は，帯の図柄としてはそれなりの独創性を有するものとはいえるけれども，帯の図柄としての実用性の面を離れてもなお一つの完結した美術作品としての美的鑑賞の対象となり得るほどのものとは認めがたい。」とし，c. 動物フィギュア模型原型事件では，「本件動物フィギュアに係る模型原型は，一定の美的感覚を備えた一般人を基準に，純粋美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価されるとまでいえず，著作物には該当しないと解される。」とし，d. ファービー人形事件では，「「ファービー」の形態は，全体として美術鑑賞の対象となるだけの審美性が備わっているとは認められず，純粋美術と同視できるものではない。…著作物に該当しないと認められる。」とし，e. 街路灯デザイン図事件では，「本件デザイン図に描かれた街路灯のデザインは，…同種の街路灯デザインと同じく，産業デザインの種類としてとらえるのが相当である。著作物性の有無は，あくまで創作物自体の表現内容から判断すべきであり」とし，f. ニーチェア事件では，「右椅子のデザインが，実用を兼ねた美的創作物として，意匠法等工業所有権法による保護を受けることは格別として，それ自体が実用面及び機能面を離れて完結した美術作品として専ら美的鑑賞の対象とされるものとはいえない。」とし，g. テレホンカード磁気テープ事件では，「本件磁気テープが「美術の著作物」として保護されるためには，…「思想又は感情を創作的に表現したものであり，かつ，空間や物の形状，模様又は色彩のすべて又は一部を創出し又は利用することによる人の視覚を通じた美的価値を表現したもの」であることが必要である。」としている。

要するに，実用品のデザインが，客観的にみて，その実用品の実用性と機能性から離れて，当該創作的表現を独立して評価したときに，未だ純粋美術と同視できる程度に美術鑑賞の対象となり得る美術の著作物と同等のものとなるに至っていないときは，著作権法による保護が認められていないのである。

以下に，これら判決の要旨をあげておくので，上記説明を理解する上の参考にしていただきたい。

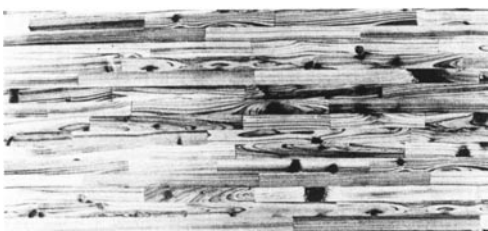
a-1 木目化粧紙事件（東京地裁，昭和60年（ワ）第1527号，平成2年7月20日判決，最高裁 HP）

本件原画は，Aを中心とした原告の従業員によって，その企画意図に基づき，それに沿ったイメージを木目

模様を通じて感得しうるよう創作されたものであって、思想又は感情を創作的に表現したものである。しかしながら、右認定の事実によれば、本件原画は、家具の表面に貼付加工される量産品である木目化粧紙の模様の原画として制作されたものであり、それ故にまた、実用面からの要請により、それ自体において、後に着色等がされて製品となる木目化粧紙の天地の模様が切れ目なく連続するよう模様の工夫がされており、更に、最終製品である木目化粧紙の色調を多様なものにすることができるよう彩色されないものとされているのであり、そして、本件原画に基づいて印刷用の原板が作成され、配色が決められ、印刷されて原告製品となり、これが市場に販売されているというのである。そこで、右事実に基づいて考察するに、本件原画は、産業用に量産される実用品の模様であって、専ら観賞の対象として美を表現しようとするいわゆる純粋美術ではなく、産業用に利用されるものとして制作され、現にそのように利用されているというのであるから、文芸、美術又は音楽の範囲に属しないものといわざるをえない。そうすると、本件原画は、著作物性を有しないものというべきである。

a-2 同（東京高裁，平成2年（ネ）第2733号，平成3年12月17日判決，別冊ジュリスト28～29頁，判例時報1418号120頁）

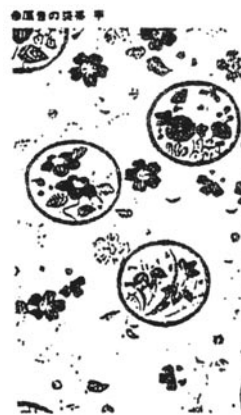
本件原画の製作の過程は…実用品の模様として用いられることのみを目的とする図案（デザイン）の創作のために工業上普通に行われている工程との間に何ら本質的な差異を見いだすことができず、その結果として得られた本件原画…の模様は、まさしく工業上利用することができる、物品に付せられた模様というべきものである。そして、…本件原画に見られる天然木部分のパターンの組合わせに、通常の工業上の図案（デザイン）とは質的に異なった高度の芸術性を感得し、純粋美術としての性質を肯認する者は極めて稀であろうと考えざるを得ず、これをもって社会通念上純粋美術と同視し得るものと認めることはできない。したがって、本件原画に著作物性を肯認することは、著作権法の予定していないところというべきである。



b. 佐賀錦袋帯事件，（京都地裁，昭和60年（ワ）第1737号，平成元年6月15日判決，別冊ジュリスト26～27頁）

帯の図柄のような実用品の模様として利用されることを目的とする美的創作物については、原則としてその保護を意匠法等工業所有権制度に委ね、ただそれが同時に純粋美術としての性質をも有するものであるときに限り、美術の著作物として著作権法により保護すべきものとしているものと解されるが、…純粋美術としての性質を有するか否かの判定に当たっては、主観的に制作者の意図として専ら美の表現のみを目的として制作されたものであるか否かの観点からではなく、対象物を客観的に見てそれが実用性の面を離れ一つの完結した美術作品として美的鑑賞の対象となりうるものであるか否かの観点から判定すべきものと考えられるところ…右認定事実からすれば、本件図柄甲は、帯の図柄としてはそれなりの独創性を有するものとはいえるけれども、帯の図柄としての実用性の面を離れてもなお一つの完結した美術作品として美的鑑賞の対象となりうるほどのものとは認めがたい。

原告製品



被告製品



c-1 動物フィギュア模型原型事件（大阪地裁，平成15年（ワ）第10346号，平成16年11月25日判決，最高裁HP）

実用品と結合された美術的著作物、量産される実用品のひな形として用いられることを目的とする美術的著作物、実用品の模様として利用されることを目的とする美術的著作物等、一般に応用美術の範疇に含まれるものについては、専ら美の表現のみを目的とするいわゆる純粋美術と同視できるような創作性、美術性を有するもののみを、「美術工芸品」に準じて、著作権法上の「美術の著作物」として著作権法による保護の対象とした趣旨であると解するのが相当である。…模

型原型は、上記のとおり、高度の技術が用いられて、実在の動物を写實的に模したものであり、お菓子のおまけとして安価で広く頒布されるフィギュアとしては美的な価値も備えておりこの種のフィギュアの収集家にとっては、その精巧さや種類の豊富さもあって、それなりに美的鑑賞の対象ともなり得ることは否定できないところである。しかし、動物を写實的に模すのに、制作者の技術や工夫が見られるといっても、大量に製造され安価で頒布される小型のおまけであるから、純粋美術の場合のような美的表現の追求とは異なり、一定の限界の範囲内での美的表現にとどまっていることも否定できないのであり、客観的にみて、一般の社会通念上、美的鑑賞を目的とする純粋美術に準じるようなものまでいえない。したがって、…模型原型は、著作権法2条2項の趣旨に照らして、「美術の著作物」には該当しないものというべきである。

c-2 同（大阪高裁，平成16年（ネ）第3893号，平成17年7月28日判決，最高裁HP）

応用美術一般に著作権法による保護が及ぶものとまで解することはできないが、応用美術であっても、実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となるだけの美術性を有するに至っているため、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粋美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価される場合は、「美術の著作物」として、著作権法による保護の対象となる場合があるものと解するのが相当である。

本件模型原型は、…実用目的で制作したものであり、かつ、一般的平均人が、実用目的で制作されたものと受け取るものというべきであるから、純粋美術には該当しないものと解するのが相当である。そして、上記制作目的及び一般的平均人の認識からすれば、本件模型原型は、応用美術に該当するものというのが相当である。

本件動物フィギュアは、実際の動物の形状、色彩等を忠実に再現した模型であり、動物の姿勢、ポーズ等も、市販の図鑑等に収録された絵や写真に一般的に見られるものにすぎず、制作に当たった造形師が独自の解釈、アレンジを加えたというような事情は見あたらない。…したがって、本件動物フィギュアは、制作者の個性が強く表出されているということとはできず、その創作性は、さほど高くはないといわざるを得ない。

してみると、本件動物フィギュアに係る模型原型は、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粋美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価され

るとまではいえず、著作物には該当しないと解される。

d-1 ファービー人形事件（山形地裁，平成11年（わ）第167号，平成12年3月31日判決）

応用美術全般について著作権法による保護が及ぶとすると、両者の保護程度の差異（意匠法による保護は、著作権法の場合と異なり設定登録を要するし、保護期間も15年間で、著作権法の50年間と比較して短い。）から、意匠制度の存在意義を著しく減殺するから、工業的に量産される実用品のデザイン形態には、原則として著作権法の保護は及ばないと解するのが相当である。もっとも、このような実用品のデザイン形態であっても、客観的に見て、実用面及び機能面を離れ独立して美的鑑賞の対象となる美的特性を備えているものは、純粋美術としての性質を併有しているといえるから、美術の著作物として著作権法の保護が及ぶと解される。

本件「ファービー」についてみると、使用者にあたかも成長するペットを飼っているかのような感情を抱かせる玩具であり、その容貌姿態が愛玩性を高める要素となっていることは否定できないが、全身を覆う毛の縫いぐるみから、動物とは明らかに質感の異なるプラスチック製の目や嘴等が露出しているなど、玩具としての実用性及び機能性を離れ独立して美的鑑賞の対象となる美的特性を備えているとは認めがたい。…本件「ファービー」のデザイン形態が我が国著作権法の保護対象たる美術の著作物ということとはできない。

d-2 同（仙台高裁，平成12年（う）第63号，平成14年7月10日判決，判例時報1813号145頁，最高裁HP）

実用品に供されあるいは産業上利用されることを目的として制作される応用美術については、昭和44年当時の著作権法の制定経過や同法が応用美術のうち美術工芸品のみを掲げていることなどを考慮すると、現行著作権法上は原則として著作権法の対象とならず、意匠法等工業所有権制度による保護に委ねられていると解すべきである。ただ、そうした応用美術のうちでも、純粋美術と同視できる程度に美術鑑賞の対象とされると認められるものは、美術の著作物として著作権法上保護の対象となると解釈することはできる。そこで、美術の著作物といえるためには、応用美術が、純粋美術と等しく美術鑑賞の対象となりうる程度の審美性を備えていることが必要である。これを本件で問題となっている実用品のデザイン形態についていえば、そのデザイン形態で生産される実用品の形態、外

観が、美術鑑賞の対象となりうるだけの審美性を備えている場合には、美術の著作物に該当するといえる。「ファービー」に見られる形態には、電子玩具としての実用性及び機能性保持のための要請が濃く表れているのであって、これは美観をそぐものであり、「ファービー」の形態は、全体として美術鑑賞の対象となるだけの審美性が備わっているとは認められず、純粋美術と同視できるものではない。…本件「ファービー」のデザイン形態は、著作権法2条1項1号に定める著作物に該当しないと認められる。

e-1 街路灯デザイン図事件(大阪地裁,平成11年(ワ)第2377号,平成12年6月6日判決,最高裁HP)

著作権法は、…美術の著作物については、「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」を掲げる(10条1項4号)とともに、「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。」と規定する(同条2項)にとどまり、「美術の著作物」がどの範囲のものを含むのか、街路灯のような実用品に関するデザインがこれに含まれるのかについては具体的に明らかにするところがない。

実用に供する物品に応用することを目的とする美術(いわゆる応用美術)について、広く一般に美術の著作物として著作権の保護を与える解釈をとることは相当ではないが、実用品に関する創作的表現であっても、客観的に見て純粋美術(専ら鑑賞を目的とする美術)としての性質も有すると評価しうるもの、すなわち、実用品の産業上の利用を離れて、独立に美的鑑賞の対象となりうるものについては、美術の著作物として、著作権の保護を与えるのが相当であり、著作権法が美術工芸品を美術の著作物に含める旨を規定したのも、この趣旨に出るものであると解される。

そして、ある創作的表現が、実用品の産業上の利用を離れ、独立して美的鑑賞の対象となりうるためには、少なくとも、実用目的のために美の表現において実質的制約を受けたものであってはならないと解される。

本件デザイン図に描かれた街路灯のデザインが、産業上の利用を離れて、独立に美的鑑賞の対象となりうるためには、他の同種の街路灯のデザインとは、その美的表象の点で、隔絶しているといえる程度に質的に異なるものでなければならぬと解される。しかしながら、本件デザイン図に描かれた街路灯のデザインの美的表象は、同種の街路灯のデザインと対比しても、美的鑑賞性の点で、大きな差はなく、これらの街路灯

と同じく、産業デザインの種類としてとらえるのが相当であって、他の装飾街路灯のデザインと隔絶しているといえる程度に質的に異なると見ることはできない。

以上のことからすると、本件デザイン図に描かれた街路灯のデザインは、実用品の産業上の利用を離れて、独立に美的鑑賞の対象となりうるものとはいえず、著作物であるとはいえない。

e-2 同(大阪高裁,平成12年(ネ)第2393号,平成13年1月23日判決,最高裁HP)

本件デザイン図中の街路灯のデザイン部分は、著作物とはいえないものと判断する。

これら同種の街路灯デザインと対比した場合、本件デザイン図に描かれた街路灯のデザインは、レトロな美感という創作性の点で大きな格差はなく、右同種の街路灯デザインと同じく、産業デザインの種類としてとらえるのが相当である。

著作物性の有無は、あくまで創作物自体の表現内容から客観的に判断すべきであり、…

f-1 ニーチェア事件(大阪高裁,平成2年2月14日判決)

美術工芸品とは、実用性はあるものの、その実用面及び機能面を離れて、それ自体として、完結した美術作品として専ら美的鑑賞の対象とされるものをいうと解すべきで…右椅子のデザインは、量産されることを前提とした実用品である椅子に関するものであり、右椅子のデザインが、実用を兼ねた美的創作物として意匠法等工業所有権法による保護を受けることは格別として、それ自体が実用面及び機能面を離れて完結した美術作品として専ら美的鑑賞の対象とされるものとはいえない。

f-2. 同(最高裁,平成3年3月28日判決,著作権判例百選第2版30頁)

上告棄却



出典：日経デザイン

g. テレホンカード磁気テープ事件（東京地裁，平成11年（ワ）第13048号，平成12年3月31日判決，最高裁HP）

本件磁気テープの磁性体の配置によって形成される具体的な模様は明らかでないので，本件磁気テープが美術の著作物であると認めることはできないが，原告は，磁性体が「長手方向」と「斜め方向」の交互に配列されていることを前提に，右抽象的なパターン（個々の製品における具体的な模様と離れて）が採られていることを理由に，…この点について検討する。

本件磁気テープにおける磁性体は，「斜め（あるいは横）方向から徐々に垂直方向に向きを変え，反転するように横（あるいは斜め）方向に移行する」配列方法や「徐々に移行するような」配列方法が採用されている結果として，本件磁気テープのどの製品にも，共通する特有のパターンが形成される… 右のような配列方法を採用したのは，製作工程を容易化できること，偽造や変造を防止するセキュリティ機能が優れていること，読取装置により正確に磁場の変化を読み取ることができること等，専ら技術的な理由に基づいたものであって，美的な観点から採用されたものではない。「横」「斜」「横・斜」「斜・横」の配列は，専ら，記録しようとした信号が何か（「0」か「1」か）によって必然的に決まり，他の要素（例えば美的効果）を考慮して，配列が決定されるということはない。本件磁気テープの需用者等が，磁性体の配列により形成される模様の美しさを考慮して取引することもないし，もとより，磁性体の配列模様を鑑賞することもない。

右認定した事実によれば，磁性体の右配列パターンによって，制作者のいかなる思想，感情も表現されていると解することはできない…ので，本件磁気テープには「創作性」はなく，また，磁性体の配列パターンを，「物の形状，模様又は色彩を創出し又は利用して行う，人の視覚を通じた美的価値の表現」と解することもできないので，本件磁気テープは「美術」に当たらない。結局，本件磁気テープにおける磁性体が「長手方向」と「斜め方向」の交互に配列されているという抽象的なパターンを形成している点に着目してもなお，本件磁気テープが「美術の著作物」に該当するとはいえない。

著作権法2条1項1号は，「著作物」について，「思想

又は感情を創作的に表現したものであって，文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と規定する。

右規定の「美術」について，厳密に定義つけることは困難であるが，「空間や物の形状，模様又は色彩のすべて又は一部を創出し又は利用することによって，人の視覚を通じて，美的価値を表現する技術又は活動」を指すといえることができる。また，「著作物」として保護されるためには，思想又は感情を創作的に表現したものであることが必要である…したがって，本件磁気テープが「美術の著作物」として保護されるためには，右のような各要素を備えたもの，すなわち，「思想又は感情を創作的に表現したものであり，かつ，空間や物の形状，模様又は色彩のすべて又は一部を創出し又は利用することによる人の視覚を通じた美的価値を表現したもの」であることが必要である。

1-5 結論

上記したような，裁判所が著作権法を適用するについての判断の傾向は，立法上の手当がなされない限り，今後も続いていくと考えられるが，著作権法による保護が認められるハードルは高いので，工業上量産される実用品のデザインについては，意匠法による保護を受けることを原則とし，やむをえないときに限り，著作権法による保護を求めるようにするのが良いと思われる。

2. 実用品のデザインについての著作権と意匠権による保護の調整

実用品のデザインについては，意匠権によって保護するのが原則であるが，上述した通り著作権によって保護せられる場合もあり，また重畳的に意匠権と著作権によって保護せられる場合もある。

このような場合に，意匠権と著作権が別人によって所有せられていたときは，「登録意匠が，その使用の態様により意匠登録出願の前に生じた他人の著作権と抵触するときは，意匠権者は業として当該登録意匠を実施することができない」（意匠法第26条）と規定されている。

これに対して，意匠法及び著作権法のいずれにおいても，意匠登録出願後に生じた著作権との関係を規定していない。意匠の創作が著作物の創作よりも先である以上，著作物の複製とはならないからである。

（原稿受領 2005.11.30）